保険薬局 各位

一般社団法人京都府薬剤師会 薬局業務WG

# 日本医療薬学会「地域薬学ケア専門薬剤師(がん)」暫定認定 基幹施設調整依頼(マッチング)申請受付のお知らせ

本年8月から、「地域連携薬局」及び「専門医療機関連携薬局」の認定制度が改正薬機法により施行されます、このうち、「専門医療機関連携薬局」については、その認定要件(人的要件)として「学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置」が求められています。

現在、この「専門性が高い薬剤師」として、日本医療薬学会の「地域薬学ケア専門薬剤師(がん)」 と日本腫瘍薬学会の「外来がん治療専門薬剤師」が該当します。

「地域薬学ケア専門薬剤師(がん)」暫定認定のためには、「医療機関での一定期間の研修」が必要となり、当会において研修希望者と研修先医療機関の調整(マッチング)を行っております。

この度、日本医療薬学会から、令和3年度における基幹施設調整依頼(マッチング)申請受付について、別添のとおり案内がありました。

つきましては、申請を検討される場合、別添の内容を十分ご確認の上、手続きを行っていただきますようお願いします。

なお、昨年度と申請要件・方法が異なっておりますので、ご注意ください。

#### <昨年度との主な変更点>

〇「暫定認定」要件

昨年度示していた「1年以内に該当する要件の取得(提出)の緩和措置」がなくなり、**今年10月中旬頃の暫定認定の申請時までに、別添の表に示す要件をすべて満たす見込み**があることが必要となります。

○申請データの提出方法

所定の期限内に、以下のリンクの **Dropbox に作成した書類フォルダ 1 点(必要ファイルを格納したもの)をアップロード。書面(プリント)での提出・郵送は不要**となります。

https://www.dropbox.com/request/NRrZZgMRfvNyKOslNycb

## <受付期限>

研修調整料振込期限:令和3年8月23日(月)(※)

申請受付期限:令和3年8月29日(日)

- ※支払方法及び支払先:日本医療薬学会の銀行口座へ振込(別添参照)
- ※令和2年度のマッチングが不成立だった方については、令和3年度に限り研修調整料は不要です。提出書類に研修調整料の振込証明は含まれません。(令和2年度と異なる都道府県での申請は対象外です。)
- 注)研修先の基幹施設の受入定員数等によっては、研修先の基幹施設が決定しない場合があります。 この場合でも、研修申込料の返金等はされず、次年度以降に再度申込が必要です。

詳細については、別添及び日本医療薬学会ホームページをご確認ください。

https://www.jsphcs.jp/nintei/shinsei/c-shisetsu-c.html

また、本件については本会ホームページ「重要なお知らせ」にも掲載しております。



会員各位

2021年7月15日

一般社団法人日本医療薬学会 地域薬学ケア専門薬剤師認定委員会

#### 2021年度 地域薬学ケア専門薬剤師 基幹施設調整依頼(マッチング)申請受付のお知らせ

今般、2021年度の地域薬学ケア専門薬剤師暫定認定の申請希望者を対象に、基幹施設調整依頼(マッチング)の申請を下記のとおり受付いたします。

本申請では、連携研修希望者と受入先基幹施設の調整(マッチング)を行います。なお、当該調整については、日本薬剤師会及び各都道府県薬剤師会のご支援を賜り、各都道府県薬剤師会に設置される地域薬学ケア専門薬剤師研修調整委員会等において、都道府県単位で調整を行います。

本申請の対象となる方は、以下の2つの要件を満たしていることが前提となります。

- 1)地域薬学ケア専門薬剤師あるいは地域薬学ケア専門薬剤師(がん)の暫定認定の資格要件を備える見込みがあり、今年度、いずれかの申請ができる。
- 2) 所属する薬局が、地域薬学ケア専門薬剤師研修施設(連携施設)認定の資格要件を備える見込みがあり、今年度申請ができる。

上記2つの要件を満たす方を対象に、下記の要領により申請を受付けます。

なお、本申請をご検討される方は、地域薬学ケア専門薬剤師認定制度規程(以下、規程)及び同規程細則(以下、細則)を十分にご確認の上、お手続きください。

記

- 〔1〕申請資格等
- 1. 申請資格

以下(1)~(4)のすべてを満たしてなければなりません。

(1)2021年10月中旬頃までに、申請者が暫定認定の要件を、申請者の勤務先が連携施設の要件をそれぞれ満たす見込みがあり、今年度、地域薬学ケア専門薬剤師の暫定認定と連携施設認定を申請する。

※それぞれの申請要件については、当リンク先のページ(表1)で必ず確認してください。

なお、申請期間中に、規程、細則、Q&Aが改訂される可能性もあります。必ず提出前に最新情報をご確認ください。

- (2)月3~4回の研修を5年間継続して履修できる。なお、その際は基幹施設において定められた規定やルール(ワクチン接種等も含む)を順守する。
- (3) 当制度ならびに申請について、勤務先の理解と了承を十分に得ている。【注】
- (4)連携研修は、基幹施設の事情(指導薬剤師の転勤等)により中断や中止の可能性があることを予め了承している。

【注】

本申請においては、原則として、<u>研修希望者は5年間を通じて同一施設間(基幹施設・連携施設)で研修を継続</u>することを前提 とします。**調整が決定に至った際には基幹施設に通い研修を履修すること、また別店舗への異動による研修継続は原則認められないこと**を、予め勤務先にも了承いただいた上で申請してください。

なお、万が一、連携研修中に所属薬局から別店舗への異動が生じた場合は、特殊なケースを除き研修が中断となります。また、 **研修が中断され<u>た際は、暫定認定の認定資格は取り消される場合があります。</u>** 

- 2.2020年度のマッチングが不成立だった方の取り扱い
- 2020年度の当申請(基幹施設調整依頼申請)に申請され不成立となった方については、以下のお取り扱いをいたします。 (なお、当該措置については、今年度限りの運用となります。)
- (1) 2020年度のマッチング調整の結果、不成立となった方が対象です。なお、自己都合による辞退や、2020年度と異なる都道府県で申請する場合は対象にはなりませんので、ご了承ください。
- (2)担当都道府県薬剤師会の調整委員会が定める選定基準の範囲内で、可能な限り優先的に取り扱います。ただし、成立をお約束するものではありませんのでご理解をお願いします。
- (3) 2021年度の研修調整料(税込3,300円)は不要です。
- (4)対象者は、「地域薬学ケア専門薬剤師 基幹施設調整依頼書」内の該当欄にて必ず申告してください。

#### 〔2〕申請に必要な情報等

#### 1. 本申請に必要な情報と整備について

以下2点([A+B]または[A+C])のデータファイルの提出が必要です。また、整備後、2点のファイルを1つのフォルダに格納してください。各データファイルならびにフォルダの整備方法等については以下(表 2)のとおりです。

#### 表 2. 申請用データファイルの整備方法

#### 【A】「地域薬学ケア専門薬剤師 基幹施設調整依頼書」(Excelファイル)

・下記よりファイルをダウンロードし、必要項目を記入してください。

〈ダウンロード〉【地域薬学ケア専門薬剤師 基幹施設調整依頼書】

- ・記入にあたっては、当ページおよび申請書内の留意事項等をよくご確認ください。
- ・研修希望施設は、「2022年度連携研修 新規受入予定一覧」のリストより研修希望施設を選定してください。 当該リストは会員限定となっています。閲覧方法は、会員管理システムにログインし、初めに表示される「事務局からのお知らせ」に掲載されていますのでご確認ください。
- ・地域薬学ケア専門薬剤師(副領域・がん)の受入施設については、8月中旬~下旬頃に追加される可能性があります。(がん専門薬剤師基幹施設の新規認定に伴うもの)

受入施設の追加により研修希望施設に変更が生じた場合、訂正受理を受け付けます。申請期間内にご連絡ならびに再提出ください。

・ファイル名は「都道府県名\_基幹施設調整依頼書\_氏名」としてください。(例:「東京都\_基幹施設調整依頼書\_薬学三郎.xlsxl)

#### 【B】研修調整料の振込明細書のデータファイル (PDF、JPEG等)

- ・ネットバンキング等、振込明細書が発行されない場合は、振込の事実が確認できるものの画像(写真)をもって代 用可とします。(画面キャプチャー等)
- ・ファイル名は申請者の氏名としてください(例:「薬学三郎.pdf」、「薬学三郎.jpg」)
- ・2020年度のマッチングが不成立だった方で、上記〔1〕の2の措置を希望する方は不要です。

#### 【C】薬剤師会から送付された「基幹施設調整結果連絡票」

- ・2020年度のマッチングが不成立だった方で、上記〔1〕の2の措置を希望する方のみ必要です。
- ・データのままご提出ください。郵送で送付された場合は、内容が確認できる画像(写真、PDF等)も可とします。
- ・ファイル名は「調整結果連絡票\_氏名」としてください。(例:「調整結果連絡票\_薬学三郎.docx」)
- ・当該データ(又は書面)がお手元にない場合はご相談ください。

#### ◆フォルダへの格納

上記【A+B】または【A+C】を、1つのフォルダに格納してください。 フォルダ名は、「都道府県 氏名」としてください。(例:「東京都 薬学三郎」)

#### 2. 研修調整料のお支払について

研修調整料(3,300円・税込)は、下記の口座にお振込みください。(2020年度のマッチングが不成立だった方で、上記〔1〕の2の措置を希望する方は、当手続きは不要です。)

恐れ入りますが、振込手数料はご負担ください。なお、自己都合による申請の取り下げなどの際には、返金対応をいたしませんのでご留意ください。

・振込先 : みずほ銀行 渋谷中央支店 (店番号:162)

· 口座種別: 普通

・口座番号: 1513436

・加入者名: 一般社団法人日本医療薬学会

シャ)二ホンイリョウヤクガクカイ

・振込人の名義: 会員番号 申請者の氏名 (氏名の前に会員番号を付記してください)

#### 〔3〕申請データの提出方法

所定の期限内に、下記の表示をクリックし、フォルダ1点(必要ファイルを格納したもの)をアップロードしてください。書面 (プリント)での提出・郵送は不要です。

▶ <提出> 2 0 2 1 年度地域薬学ケア専門薬剤師基幹施設調整依頼(マッチング)申請

### 【注1】提出前に必ず、規程、細則、Q&A等の最新の情報をご確認ください。

【注2】アップロード後、通常はDropboxから通知メールが届きます。通知が届かない場合、アップロードが完了していない

# 可能性もございますので、お問い合わせください。 【注3】訂正等により申請データを再提出される方は、その旨をメールにてご一報ください。

#### 〔4〕受付期限 【厳守】

研修調整料振込期限:2021年8月23日(月) ※当日付まで

申請受付期限 : 2021年8月29日(日)

地域薬学ケア専門薬剤師(副領域・がん)の受入施設追加による研修希望施設訂正も、上記期間内にご連絡と再提出をお願いします。

#### 〔5〕調整結果

調整結果は、都道府県薬剤師会より申請者宛にE-メールにより通知されます。通知時期は10月中旬頃を予定しています。 なお、調整の結果、やむをえず受入先の研修施設が内定しない場合もございますので、予めご了承ください。

#### 〔6〕マッチング成立後の流れについて

受入先の基幹施設が内定した方を対象に、暫定認定ならびに連携施設認定の申請を受け付けます。受付期間は、10月中旬 $\sim$ 11月中旬を予定しています。

今後の流れについては以下資料もご参照ください。

・地域薬学ケア専門薬剤師 マッチングから研修開始までの流れ (PDF)

#### 〔7〕お問い合わせ先

お問い合わせは、E-mail (pha@jsphcs.jp) にて承ります。



表1. 地域薬学ケア専門薬剤師暫定認定・研修施設(連携施設) 各認定要件(規程第4条・6条、細則第1条・7条・13条、Q&A)

【注】細則第1条5項にて、基幹施設でのカンファレンスに参加困難な場合の取り扱いを記載していますが、当該規定の運用につきましては、状況が整うまで適用を停止しております。

#### 今年10月中旬頃の暫定認定の申請時迄に、以下要件をすべて満たす見込みがある。

- ・薬剤師としての実務経験が5年以上ある。うち、薬局での実務経験が1年以上あり、現在薬局に勤務している。
- ・医療薬学会の会員である。
- ・日本薬剤師研修センター「研修認定薬剤師」、日本病院薬剤師会「日病薬病院薬学認定薬剤師」、「日病薬生涯研修履修認定薬剤師」、日本薬剤師会・生涯学習支援システム【JPALS】クリニカルラダーレベル5以上(JPALS認定薬剤師)、日本医療薬学会 「医療薬学専門薬剤師」、その他本学会が認めた認定制度(※1)による認定薬剤師のいずれかを有している。

# 地域薬学ケア 専門薬剤師 (暫定認定)

- ・クレジットを20単位以上取得している。
- ・「専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義」に1回以上参加している。
- ・医療薬学会の年会に1回以上参加している。
- ・以下aまたはbいずれかの実績が1回または1報以上ある。
- a: 医療薬学に関する全国学会あるいは国際学会での学会発表(筆頭)
- b: 国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に、編集委員以外の複数の専門家による査読審査を経て掲載された、医療薬学に関する学術論文あるいは症例報告(いずれも筆頭)

【地域薬学ケア専門薬剤師(副領域・がん)を申請する場合】

- ・上記に加え、「がん専門薬剤師集中教育講座」に1回以上参加している。
- ・学会発表または論文実績は、がん領域のものであること。

# 今年10月中旬頃の連携施設認定の申請時迄に、以下(1) $\sim$ (5)までの全てと、(6) $\sim$ (13)のうち 4つ以上の要件を満たす見込みがある。

- (1)本学会の「地域薬学ケア指導薬剤師」、「薬物療法指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」、「医療薬学 指導薬剤師」、「地域薬学ケア専門薬剤師」(※2)、「薬物療法専門薬剤師」、「がん専門薬剤師」、「医療 薬学専門薬剤師いずれか1名以上が常勤として勤務している。
- (2) 基幹施設に所属する本学会の指導薬剤師による研修ガイドラインに沿った継続的な指導の受入ならびに基幹施設での研修参加ができる体制を有している。

(3) 4領域以上の疾患患者に対する調剤業務の実施及び要指導医薬品・一般用医薬品による自己治療の支

また、地域薬学ケア専門薬剤師研修ガイドラインに沿った研修を可能とする設備と機能を有してること。

# 地域薬学ケア 専門薬剤師研 修施設(連携 施設)

- 援を実施している。 (4)月に2回以上の患者薬学管理に関する検討会を実施している。
- (5) 高度管理医療機器販売業の許可を有している。
- (6) 薬学的指導を行う際に患者のプライバシーの確保がなされている。
- (7)複数の医療機関の処方箋を持参した患者が25%以上いること、または直近1年間に受け付けた処方箋の月ごとの平均医療機関数が15以上ある。
- (8) 医薬品の安全性情報を含めて医療情報を収集し、管理している。
- (9) 居宅療養管理指導または在宅訪問薬剤管理指導を実施している実績がある。
- (10) 入退院時の連携体制や医療機関への情報提供体制を有している。
- (11) 麻薬処方箋の応需実績がある。
- (12) クリーンベンチ等における無菌製剤の調製実施可能な体制を有している。
- (13) 腎機能などの臨床検査値などに基づく処方監査や処方提案を実施している。
- ※1:現時点では、神奈川県薬剤師会生涯学習認定制度、石川県薬剤師会生涯学習認定制度、医薬品ライフタイムマネジメント (DLM)認定薬剤師研修制度の3制度です。
- ※2:今年度の「地域薬学ケア専門薬剤師」暫定認定申請者(本申請と同時に申請している者)を含みます。ただし、暫定認定申請の結果、不認定となった場合には、当該要件は満たせないこととなり、研修施設(連携施設)として認定できかねます。